

# 貸借対照表

(平成28年3月31日)

会社名: 芦森エンジニアリング株式会社

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,165,833</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,337,906</b>
現金及び預金	502,953	支払手形	131,782
受取手形	193,783	工事未払金	179,405
完成工事未収入金	2,051,511	買掛金	1,544,594
売掛金	241,698	電子記録債務	84,146
未成工事支出金	13,149	短期借入金	136,000
材料貯蔵品	88,426	未払金	26,611
前払費用	1,904	未払法人税等	104,259
繰延税金資産	39,243	未払消費税等	19,150
未収入金	28,953	工事未払費用	6,245
その他	6,208	未払費用	12,353
貸倒引当金	△ 2,000	預り金	498
<b>固 定 資 産</b>	<b>41,155</b>	完成工事補償引当金	6,000
<b>有形固定資産</b>	<b>(34,028)</b>	賞与引当金	40,160
建物	1,846	工事損失引当金	46,700
構築物	1,060	<b>固 定 負 債</b>	<b>18,000</b>
機械及び装置	25,472	長期借入金	18,000
車両運搬具	810	退職給付引当金	—
工具器具備品	1,469	<b>負 債 の 部 合 計</b>	<b>2,355,906</b>
建設仮勘定	3,369	<b>株 主 資 本</b>	<b>851,083</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>(3,860)</b>	資本金	50,000
工業所有権	1,500	利益剰余金	801,083
施設利用権	1,588	利益準備金	12,500
ソフトウェア	772	繰越利益剰余金	788,583
<b>投資その他の資産</b>	<b>(3,267)</b>	前期繰越利	579,435
繰延税金資産	1,912	当期純利益	209,147
その他	6,882	<b>純資産の部合計</b>	<b>851,083</b>
貸倒引当金	△ 5,527	<b>資 産 の 部 合 計</b>	<b>3,206,989</b>
<b>資 産 の 部 合 計</b>	<b>3,206,989</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>3,206,989</b>

## 個 別 注 記 表

### I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

###### ① 未成工事支出金・材料・貯蔵品

原則として、個別法による原価法によっております。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。)

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(建物については定額法)によっております。

##### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

ただし、リース取引開始日が2008(平成20)年3月31日以前のリース取引については、

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、

貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

##### (3) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に充てるため、過去の一定期間における実績率により計算した金額を計上しております。

##### (4) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

#### 4. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準

(工事の進捗率の見積もりは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

#### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。